

令和7年度山鹿市・和水町インバウンド観光周遊バス実証運行事業業務委託
基本仕様書(案)

1 業務名

令和7年度山鹿市・和水町インバウンド観光周遊バス実証運行事業

2 事業の目的

熊本県では台湾の世界的な半導体企業であるTSMCの進出を契機とした国際線の新規就航や増便、交流拡大などで訪日客数は著しい増加をみせている。

これらの需要を山鹿市及び和水町に効果的に導くためには、阿蘇くまもと空港など交通要衝からの二次交通対策が重要であることから、山鹿市及び和水町への周遊バスを実証運行し、二次交通の充実を図ることで、持続可能な誘客促進につなげることを目的とする。

3 業務期間

契約締結の日から令和8年3月13日(金)まで

4 業務の項目及び事業の内容

以下の点に留意のうえ提案すること。なお、実施にあたり必要な経費は委託料に含めるものとする。

(1) ターゲット

- ・ 訪日外国人及び県内在住外国人とし、特に台湾人を主たるターゲットに利用を促すための効果的な広報を実施すること。

(2) 運行期間

- ・ 令和7年8月頃から令和8年3月13日までの間に、40日程度運行すること。

(3) 運行ルート

- ・ 発地・着地は熊本県内とし、訪日外国人等が広く参加でき、利用しやすい場所を提案すること。
- ・ 周遊先は山鹿市・和水町とし、市町ごとに少なくとも2つ以上の周遊スポットを設定すること。なお、周遊先については、施設管理者等との調整を行うこと。

(4) 車両等

- ・ 使用する車両について提案すること。なお、予約状況に応じて適切な車両に変更することができるものとする。

(5) 予約受付方法

- ・ 周遊バス専用のランディングページ及び予約システムを構築のうえ、予約を受け付けること。

(6) 乗車料金等

- ・ 乗車料金及び目標人数を設定し、その根拠を提案すること。
- ・ 本事業により直接的に発生した収入は、販売促進や広報等の経費に充当すること。なお、実施内容については、事前に委託者と協議し、承認を受けること。

(7) 通訳スタッフの手配等

- ・ 運行にあたっては、外国人利用者への案内等のために、通訳スタッフを手配のうえ同乗させること。

(8) 各種申請手続き

- ・ 運行に必要な各種申請、手続き等は受託者が行うこと。

(9) 緊急時の対応等

- ・ 事故及び不測の事態等が発生した場合は、受託者が責任を持って処理を行うこと。また、委託業務中に第三者に損害を与えたときは、受託者で加入する保険にてその損害すべての賠償を行うものとする。

(10) アンケート調査の実施

- ・ アンケート調査の実施により、利用者のニーズ把握を行い、今後の運行等に向けた取り組みに役立てるものとする。なお、アンケートの項目については、当該事業に特化した設問を企画し、配付、回収、翻訳及び集計を行うこと。

5 報告書等の提出

履行期限までに、業務完了報告書及び下記成果物を提出すること。

- ・ 提出部数 紙媒体 2部、電子媒体 2部
- ・ 提出先 山鹿市役所観光課
- ・ 成果物 ①回収されたアンケート用紙全て(紙媒体は山鹿市観光課宛のみ)
②本業務で作成したデータや制作物

6 その他

- ① 本仕様書は、今後、受託者に対して業務の具体的な実施方法等について提案を求めたうえで、その内容を適切に反映した仕様書に変更するものとする。
- ② 本業務に疑義が生じた場合は、山鹿市・和水町と協議し、その指示によるものとする。
- ③ 事業の実施に当たって、関係法令を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- ④ 委託期間終了後も、本事業に係る照会、報告等があった場合は山鹿市・和水町へ迅速に連絡する等誠実な対応を行うこと。
- ⑤ 本委託業務の実施に伴い、新たに制作した制作物の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む)は山鹿市・和水町に帰属する。
- ⑥ その他、必要に応じて山鹿市・和水町と協議を行うこと。